

第 2 7 回 北本市議会報告会

日時	令和 2 年 1 0 月 1 7 日（土）午前 1 0 時～正午
会場	北本市役所 3 階 E・F 会議室
参加者	9 人
出席議員	湯沢美恵、村田裕子、金森すみ子、今関公美、岡村有正、桜井卓、日高英城、高橋伸治、諏訪善一良、大嶋達巳、保角美代、松島修一、渡邊良太、滝瀬光一、工藤日出夫、島野和夫、岸昭二、加藤勝明（議席番号順）
次第	1 開 会 2 あいさつ 滝瀬議長 3 議会報告会の進め方について ・ 前回の報告会やアンケートでいただいたご質問について、その回答を市議会ホームページに掲載していることを伝達。 4 【第 1 部】 定例会の報告 （1） 令和 2 年第 3 回定例会の報告 （各常任委員会等の審査概要について） ア 先議議案等の審議概要 大嶋議運長から説明 イ 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会の審議概要 今関委員長から説明 ウ 健康福祉常任委員会・予算決算常任委員会健康福祉分科会の審議概要 松島委員長から説明 エ 建設経済常任委員会・予算決算常任委員会建設経済分科会の審議概要 島野委員長から説明 オ 議会改革特別委員会中間報告等 金森副委員長から説明 （3） その他 （4） 質疑応答 5 【第 2 部】 委員会ごとの意見交換会 参加者の意見により（1）の報告以外に関する質疑応答を実施 6 閉 会
司会	桜井議会広報広聴副委員長
質疑応答の概要	
1 人目 Q. ①予算決算常任委員会を設置した経過や効果は。②また、新型コロナの影響で委員会の傍聴ができないが、音だけでも聴けるようになどの工夫は考えているか。 A.（金森）①行政実例において議案を分割して審査（付託）するべきではないとされていることから、これに則って改善した。効果としては、議長を除く全議員が予算決算常任委員会に所属することから、自分が所属する常任委員会以外	

の事項についても関わられるようになったという点が挙げられる。

- A. (大嶋) ②現状では新型コロナウイルス感染症対策の観点から委員会の傍聴を控えている。今後対策を検討し可能であれば傍聴していただきたいが、感染拡大防止を第一に考えているのでご理解いただきたい。なお、長期的には、議会改革特別委員会においてライブ配信などについて検討するものと考えている。

令和2年第4回定例会から、委員会の傍聴制限を緩和することになりました。本会議場で開催する予算決算常任委員会については10人まで、委員会室で開催するその他の常任委員会については3人までの傍聴を認めます。

また、本会議場で開催する予算決算常任委員会について、本会議と同様に録画配信することにしました。なお、実施に際しましては予算措置が必要となりますので、今後予算が確保されましたら実施が可能と考えます。

- Q. 予算決算特別委員会の設置は、分割付託がルール上ダメだったから改めたということなのか、委員会における審査をより活発にしようというものなのか。予算決算常任委員会は傍聴可能なのか。

- A. (金森) 全体会については傍聴可能としていた。情報が届いていなかったとしたら申し訳なかった。

- Q. 今後も本会議場で開催するなら一般質問などと同様に録画配信ができないか。現状では委員会の議事録は、次の議会の直前に事務局に言わないと閲覧できないとできない。本会議の議事録は市政情報コーナーで閲覧できる。改善できないか。

- A. (滝瀬) 現状は分科会方式でこれまでの常任委員会を踏襲した形になっており、議論の中身は大きく変わっていないが、今回全体会において分科会長の報告を受けた後の質疑の在り方について一部議員から意見があり、議会運営委員会で検討した。その結果、3月の当初予算の審査は今回と同様にやり、その後改めて検討することとなった。また、委員会の議事録について、議会改革特別委員会でライブ配信についての検討をお願いしており、議会・委員会が傍聴できない場合の公開の在り方についても、今後しっかり議論する。

2 人目

- Q. ①一般会計の決算について、公民館等への指定管理料は新型コロナの影響で休館したが減額規定がないから（減額せず）支払っているのに対し、学童保育室については通常指定管理料に加えて特別な委託料を支払っている。学童保育に関しては規定があっそうしているということか。

- ②介護保険特別会計の決算について、資料を見ると委員会では起立多数なのに本会議では不認定となっている。どういうことか。

- ③介護特会の決算について、地域包括支援センターの相談者数・相談件数が記載されている（行政報告書 401 頁）が、対象はどういう方か確認をしているか。

（事業執行の効果として、支援が必要な市民に適切なサービス等の利用につなげることができたとあるが、過去に利用者を分析した際には市外の方からの相

談が多かったということがあったため。)

また、オレンジサロンは10回開催で延べ21人しか参加していない。介護者サロンも4回開催で延べ25人。包括は4か所ある。なぜこんなに少ないのか、必要がないのか、必要があっても参加できないのかなど、委員会の中できちんと確認されたか。

A. (松島) ①この段階ではすぐにわからないので確認する。②資料の誤りである。委員会では起立なしだった。訂正をお願いしたい。③利用者に市民でない人が含まれているかなどは確認しなかった。今回指摘があったことを踏まえて調査したい。

【意見】①その時の見方・考え方・担当者によって変わるのは良くない。もう少し明確にした方が良いのではないか。③市民以外が相談するのは構わないが、それであれば効果の書き方が変わる。きちんと分析して、効果として記載すべき。介護者サロンは、必要がないはずはない。やり方、声の掛け方などに問題があるのではないかと推測する。漫然とやらずに、深く考えて実施してもらいたい。

3人目

Q. ①介護保険の決算の不認定の理由が分からない。決算はすでに終わったもので不認定の法律的な効果はあるのか。②議会改革特別委員会の中間報告、新型コロナの影響で本会議・委員会の傍聴や一般質問を制限しているが、埼玉の各市の状況を一般市民として知りたい。調査し、公表できないか。

A. (松島) ①11 か月決算になったという内容に問題があるので不認定とした。問題があるということを表明した。

(滝瀬) ②他市でも議会傍聴の自粛をお願いしている自治体が多いと聞いている。傍聴禁止という自治体もあるが、好ましくないため北本市議会では人数制限としている。一般質問について、他市では時間や人数を制限しているところもあるが、北本市議会では3月は取り止めたものの、それ以後は質問席を別途設けることで制限なく実施している。アクリル板を設置している議会もあるが、アクリル板の確保が困難なため設置できていない。

Q. 各市の状況を調べることはできないか。

A. (大嶋) 調べて、それを参考に議会運営を検討している。

Q. 調べたものを開示はしてもらえるのか。

A. (滝瀬) 文書として一覧にしたものは存在していない。

Q. 委員会の資料として開示請求した場合はどうか。

A. (滝瀬) 議会運営委員会で議論をしている内容で、要点筆記で議事録を作っているが、それを開示できるかどうかは調べておく。

◆各委員長からの報告に関すること以外の質問・意見

4人目

Q. 一般質問で市長が反問権というのを使ったが、過去に例はあるか。また、根拠はあるか。②会議規則に秘密会という規定があるが、何なのか。過去に例は

あったか。③代表者会議については、傍聴可能か。議事録あるか。④ごみ処理場について市の説明会が開催されたが、今後どうしていくのか。

A. (大嶋) ①議会基本条例に規定している。質問内容の主旨が分からない場合等に、執行部による反問が認められている。②秘密会については少なくとも10年程度は実績がなく、過去にあったという話も聞いたことがない。人事案件など個人情報に関係で公開できない場合などに開催される。③代表者会議は傍聴できないこととしている。

(滝瀬) ③傍聴の可否はそれぞれの会議体で異なり、北本市議会の協議又は調整を行う場に関する要綱で定めている。傍聴を不許可としたのが、代表者会議、委員会協議会、正副議長調整会議、正副委員長会議。全員協議会是不許可とはしていない。全員協議会の傍聴可否については改めて確認する。(島野) ④建設経済常任委員会の所掌だが、一委員会で対応できる問題ではないので、市長を先頭に進めていただくことを期待している。当委員会では議論をしていない。

Q. 傍聴に関して、ペットボトルで飲み物を飲むことや帽子の着用について禁止されている。録音も禁止されているが、検討の余地があるのではないか。

A. (滝瀬) 録音について、本会議はライブ配信ではなくあえて録画配信としている。そこを踏まえた上で今後検討していきたい。

5人目

Q. 資料21頁(介護特会決算認定)について、健康福祉分科会長報告に対してどんな質疑があったかは書いてあるが、その答弁が記載されていないので、説明していただきたい。

A. (松島) 令和2年3月の介護給付費約3億4千2百万円について支払いは令和2年5月だが令和元年度予算から執行することを失念して、減額補正してしまったもの。再発防止策としては、特定の職員に業務を任せず、予算の執行状況をグループリーダーや課長を含め複数で確認する。課長も節目、節目で報告を求めるなど組織的、段階的に対応するということがあった。例年よりも早い時期に数字をまとめたことも要因と説明された。すでに減額補正をしてしまったため、令和元年度予算から執行できず、代表監査委員にも説明をし、県にも相談して対応を決めたと聞いている。複数で間違えないようにやっていきたいということだった。

6人目

介護特別会計について、間違えたのは行政の方。それを議会はきちんと発見して、不認定にしたことを評価したい。不認定になれば行政としてもしかるべき措置を取らなくてはならないから、議会がきちんと不認定にすることは重要であり、妥当だった。また、ごみ処理施設は市民生活に深く関わる問題なので、市からの提案を待つのではなく、積極的に市長や担当課によく聞いてもらい、それを早めに市民に情報を流し、市民の論議を盛り上げてもらいたい。【意見】

7人目

Q. ①資料8ページにある「パラダイムシフト」という言葉が分からない。意味を教えてください。②書画カメラについて、費用対効果などの事業評価は誰がやるのか。傍聴者からは数字が見えない。手元に資料を配る人もいれば、配らない人もいる。動画を流せば分かりやすい。分かりやすい使い方があると思うが、検証はどうなっているか。

A. (今関) ①その時代や分野において当然とされていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的・劇的に変化することを言います。

(大嶋) ②書画カメラは導入から1年が経ったので、議会運営委員会で色々意見を集めているところ。書画カメラで映した資料は議事録には残らないことを考慮し、動画は使用を禁止しており、静止画についてもできるだけ説明して議事録に残すようお願いしている。費用対効果について、費用は明確だが、効果の測定が難しい。議会を分かりやすく、傍聴の方に分かりやすくというのはその通り。ペーパーレス化の観点から資料は配布をしないと取り決めたが、議員の個別の判断で配布することもある。引き続きご意見をいただきながら、改善を進めてまいりたい。ご理解いただきたい。

アンケート結果

◆有効回答 4件

問1 お住いの地域

荒井1人、東間1人、本町1人、西高尾1人

問2 性別

問3 年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男性	0	0	0	0	0	2	1	0	3
女性	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	0	0	0	2	2	0	4

問4 報告会の開催を何から知ったか（複数回答可）

ポスター2人、議員から1人、ちらし1人

問5 議会報告会や北本市議会へのご意見、ご要望（自由記載）

（下記のとおり）

ご意見・ご要望

議員全員の活動報告（通信やチラシなど）を市役所のどこかにおいて下さい。各議員がポスティングをしていますが、議員の出身地域の近くの住民（票田？）しか入手できないように思えます。

報告会開催のご努力に感謝します。今後も改革よろしくお願いします。

